

経済産業省

29産ガ安第7号
平成30年2月1日

国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課長 出口 陽一 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長 田村 厚雄

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木・建築関係工事、上下水道関係工事等）に伴い、毎年ガス管を損傷するなどの事故が発生しており、平成24年から平成28年の5年間で561件、負傷者数41名に上っています。こうしたガス事業者以外の者によるガス事故が毎年約1割以上の割合で発生し、平成29年は1月末時点で、既に125件発生しております。

最近の事故事例では、平成29年7月に、水道工事において、バックホウで誤って供給管を破損し、漏えいしたガスが付近で作業していた電動ブレーカーの火花に引火し、作業員2名が軽傷を負った事故や、同年10月に、外構工事の際に灯外内管を破損させ、ガスが漏えいしたため、周辺道路の交通規制を実施した事故がありました。

こうした建設工事等におけるガス管損傷事故は、ガス事業者以外の者による建設工事等において生じる場合が少なくなく、その原因としては、①施工者がガス管の存在を知らずに工事に着手してしまった、②目的の配管と誤ってガス管を切断してしまった、③ガス漏えいの処置を自ら行おうとし、誤って着火させてしまった、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火してしまった、また、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかったなど、事故の内容から判断し、明らかに施工者による確認ミス、作業ミス等が原因となり発生しているものがあります。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷事故の再発防止の観点から、建設工事等に係る事業者等に対し、以下の要請を行っていただきますようお願いいたします。

- ・工事前には、ガス事業者に、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者に立会を求める。
- ・ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の作業者全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- ・ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- ・敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- ・工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ・ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(添付資料)

- ・参考資料1 平成28年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料2 平成29年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料3 建設工事等事業者向けパンフレット
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaoshitai/panel/pdf/koji_2016.pdf
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobademinaoshitai/panel/pdf/koji_check_2016.pdf

(参考) 最近の建設工事等によるガス管・ガス設備損傷事故件数の推移
ガス事故(建設工事等)

ガス事故(建設工事等) 件数	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	計
ガス事故件数	731	977	861	710	604	3,883
うち、都市ガス	471	767	674	532	468	2,912
液化石油ガス	260	210	187	178	136	971
建設工事等事故件数	93	90	109	136	133	561
うち、都市ガス	70	72	90	120	100	452
液化石油ガス	23	18	19	16	33	109
うち、事前照会無し	52	58	70	82	72	334
建設工事等事故による負傷者数	10	9	4	13	5	41

(経済産業省ガス安全室調べ)